

東京都循環器病対策推進協議会設置要綱

令和 3 年 1 月 9 日 2 福保医救第 1398 号
一部改正 令和 5 年 6 月 22 日 5 福保医救第 510 号

(設 置)

第 1 「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」（平成 30 年 12 月 14 日法律第 105 号）第 11 条に規定する都道府県計画である「東京都循環器病対策推進計画」（以下「計画」という。）の策定、推進等に関し必要な事項を検討するため、東京都循環器病対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 協議会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 計画の進捗及び評価に関すること。
- (3) その他循環器病対策の推進に関すること。

(構 成)

第 3 協議会は、委員 25 名以内をもって構成し、局長が委嘱又は任命する。

2 協議会は、循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者、救急業務に従事する者、循環器病に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者、学識経験のある者、その他局長が必要と認める者をもって構成する。

(委員の任期)

第 4 委員の任期は、2 年以内とし、局長が定める。ただし、再任を妨げない。
なお、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第 5 協議会に座長を置く。
2 座長は委員の互選により選任する。
3 座長は、協議会を代表し、会務を総理する。
4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(部会)

- 第6 協議会には、専門的な事項を検討するための部会を設置することができる。
- 2 部会は、局長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。
 - 3 前項の部会にのみ属する委員の任期は、第4（委員の任期）に準ずるものとする。

(部会長)

- 第7 部会には、部会長を置く。
- 2 部会長は、座長と協議の上、局長の指名により選任する。
 - 3 部会長は、部会を総括する。

(招集等)

- 第8 協議会及び部会は、局長が招集する。
- 2 必要に応じて協議会及び部会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(会議の公開)

- 第9 会議並びに会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。ただし、座長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議録等の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

- 第10 協議会及び部会の庶務は、保健医療局医療政策部救急災害医療課において処理する。

(委員への謝礼の支払い)

- 第11 第8による協議会、部会への委員の出席及び委員以外の会議出席者に対して謝礼を支払うこととする。

(補 則)

- 第12 この要綱に定めるもののほか、協議会（部会を含む。）の運営等に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月9日から施行する。

附 則（令和5年6月22日5福保医救第510号）

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。